

令和2年第8回せたな町議会臨時会 第1号

令和2年11月30日（月曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第1号 せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第2号 せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 7 発議第1号 せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○出席議員（12名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 吉 田 実 君 | 2 番 梶 田 道 廣 君 |
| 3 番 本 多 浩 君 | 4 番 橋 本 一 夫 君 |
| 5 番 熊 野 主 税 君 | 6 番 道 高 勉 君 |
| 7 番 大 湯 圓 郷 君 | 8 番 横 山 一 康 君 |
| 9 番 石 原 広 務 君 | 10 番 平 澤 等 君 |
| 11 番 菅 原 義 幸 君 | 12 番 真 柄 克 紀 君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長 高 橋 貞 光 君

1. 町長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長 佐々木 正 則 君
総 務 課 長 原 進 君
職 員 厚 生 係 長 尾 野 裕 也 君

《大成総合支所》

総 合 支 所 長 杉 村 彰 君

《瀬棚総合支所》

総 合 支 所 長 神 田 昌 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事	務	局	長	丹	羽	小	百	合	君
次			長	上	野	朋	広		君
主			事	原	田	翔	太		君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣告

○議長（真柄克紀君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名で定足数に達していますので、令和 2 年第 8 回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よってこれより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（真柄克紀君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 117 条の規定により議長において 11 番、菅原義幸議員、1 番、吉田実議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定について

○議長（真柄克紀君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日 1 日と決定しました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第 3、諸般の報告はお手元に配布したとおりでございます。

◎日程第 4 行政報告

○議長（真柄克紀君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは 11 月 19 日から 20 日にかけて発生した大雨及び強風による被害状況について報告をいたします。

本町におきましては、19 日からの総雨量は平地では 45 ミリでしたが、山間部に降った雨により融雪が進み、増水などによる土木被害が発生しております。また最大瞬間風速は 22.

9メートルを記録し、非住家、農業関係で被害が発生しております。

被害状況につきましては、お手元の資料になりますが、③の非住家被害については、公共建物の半壊が1件で被害額は19万4,000円となっております。④の農業被害の営農被害では、旧牛舎屋根損壊で被害額は10万円となっております。⑤の土木被害の河川被害では、河岸決壊など2箇所です。100万円、道路被害では、横断管閉塞など2路線で被害額は80万円となっております。被害総額は180万円となっております。⑧衛生被害の水道被害については、土砂堆積が3箇所です。被害額は70万円となっております。被害総額は279万4,000円となったものでございます。なお河川被害及び道路被害に係る復旧経費につきましては、12月開会の第4回定例会で補正予算を計上させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第5、せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第1号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、せたな町長等の期末手当を改正するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 1ページでございます。議案第1号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。内容につきましては、人事院勧告により期末手当の支給額について民間との支給割合の均衡を図るため、現在6月期、12月期の合計で100分の450カ月の支給を100分の5カ月分引き下げ100分の445カ月を支給する勧告に基づき条例改正をするものでございます。

3ページでございます。新旧対照表で説明させていただきます。表の右側、改正までございます。（期末手当）第4条第2項中、下線部100分の225を、改正後では100分の220に改めるものでございます。

続きまして、第2条せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正するものでございます。表の右側、改正前でございます。（期末手当）第4条第2項中、下線部100分の220を、改正後では100分の222.5に改めるものでございます。これにつきましては、せたな町

長等の期末手当の支給額については、前条例で100分の445月に改正されることとなりますことから、6月と12月分の支給配分額を均等にするための改正でございます。なお附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第6、議案第2号せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第2号せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、せたな町職員の期末手当を改正するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 5ページでございます。議案第2号せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。内容につきましては、人事院勧告により期末手当及び勤勉手当の合計支給額について民間の支給割合の均衡を図るため、期末手当から100分の5カ月引き下げ、支給する勧告に基づき条例を改正するものでございます。

7ページの新旧対照表でご説明させていただきます。表の右側、改正前でございます。（期

末手当) 第23条第2項中及び第5項中、下線部100分の130を、改正後では100分の125に改めるものでございます。

続きまして、第2条せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。表の右側、改正前でございます。(期末手当) 第23条第2項中及び第5項中、下線部100分の125を、改正後では100分の127.5に改めるものでございます。なお附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 発議第1号

○議長(真柄克紀君) 日程第7、発議第1号せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出議員の説明を求めます。

大湯圓郷議員。

○7番(大湯圓郷君) 議案その2の1ページでございます。ただいま上程されました発議第1号せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、せたな町議会議員の期末手当を改正するため、本条例の一部を改正するものであり、議会運営委員会で提案するものです。

改正内容につきましては3ページ新旧対照表により説明いたします。左側改正後、右側改正前でございます。今回の人事院勧告に伴う改正は、期末手当について100分の5の引き下げを行うとするものです。現在100分の225の支給であるところ、上段、第1条の一部改正で第6条第2項、改正前100分の225とあるを、改正後100分の220に改めるものであります。また中段、第2条の一部改正で第6条第2項、改正前100分の220とあるを、

改正後１００分の２２２．５に改めるものです。この改正は、附則にありますように公布の日から施行し、ただし第２条の規定は令和３年４月１日から施行するものであります。

以上で内容の説明を終わります。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を省略して討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、発議第１号は原案のとおり可決いたしました。

◎閉議宣告

○議長（真柄克紀君） これをもって本日の日程はすべて終了しました。

これで会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（真柄克紀君） 以上で令和２年第８回せたな町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労様でございました。

閉会 午前１０時１３分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年1月25日

議 長 真 柄 克 紀

署 名 議 員 菅 原 義 幸

署 名 議 員 吉 田 実